

(第一類 第一號)

内閣委員會議錄 第七号

衆議院

内閣委員

会議

第

七

号

昭和二十六年十一月五日(月曜日)  
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 木村 公平君

理事

事青木 正君

理事 江花 理事 船田

大内 一郎君

本多 市郎君

松澤 兼人君

小林 運美君

小平 忠君

出席

政府

委員

行政

管理

次官

外務

省

設置

法

目次

第一章

総則

(第一條—第四條)

第二章

本省

第一節

内部部局

(第五條—第

十三條)

第二節

附屬機関

(第十四條—

第十六條)

第三節

地方支分部局

(第十七

一條)

十一月五日

委員長

木村

公平

君

出席

委員

行政

管理

次官

外務

省

設置

法

目次

第一章

総則

(第一條—第二

十條)

十一月一日

外務

省

設置

法

案

内閣

提出

(第二〇號)

同月二日

恩給

法

の一部

改正

に関する

請願

(松

田鐵藏

君紹介

(第六七三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
連合審査会開会の件

行政機関職員定員法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第一八号)

外務省設置法案(内閣提出第二〇号)

○木村委員長 これより会議を開きま  
す。本日は、行政機関職員定員法の一部  
を改正する法律案、内閣提出第一八号  
及び外務省設置法案、内閣提出第二〇  
号を議題といたします。

まず外務省設置法案について提案理  
由の説明を聽取いたします。草葉政務  
次官。

外務省設置法

外務省設置法案

外務省設置法

</div



の職員に対して、その職務を行うに必要な訓練を行う機関とする。
2 外務省研修所は、東京都に置く。
3 外務省研修所に、所長を置く。
4 ① 所長は、所務を掌理する。 ② 前各項に規定するものを除く外、外務省研修所に關し必要な事項は、外務省令で定める。
5 在外公館等借入金整理準備審査会

第六條 在外公館等借入金整理準備審査会に關しては、在外公館等借入金整理準備審査法（昭和二十四年法律第二百七十三号）の定めによる。
第三節 地方支分部局
（地方支分部局）
第十七條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。
（所掌事務）
第十八條 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事

第七條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。
（名称、位置及び管轄区域）
第十九條 連絡調整事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賃貸人長官の指揮監督を受ける。

（名称及び権限）
（所掌事務及び権限）
第十二條 在外公館は、外国において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された国際法規及び法律（法律に基く命令を含む。）に基いて在外公館に属させられた権限を行使する。
（名称及び位置）
第二十四條 在外公館の名称及び位置は、別に法律で定める。

2 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の法律に定めるもの除外、在外公館を増置することができる。
3 既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、当該在外公館の種類を変更するこ
（職員）
第二十六條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。（定員）
第二十七條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
（附則）
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外務省設置法（昭和二十四年法律第二百三十五号）は、廃止する。
3 既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、当該在外公館の種類を変更するこ

（在外公館長）
第二十條 国家行政組織法第三條第一項の規定に基いて外務省に置かれる官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の調整に関する事。
二 連合国による日本の管理に関する文書及び記録の收集に関すること。
三 引揚に関する調査及び旅券に関すること。
四 國際情勢の対内外報道に関すること。

（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。
2 在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。
4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

（在外公館の長）
第二十三條 在外公館は、外国において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された国際法規及び法律（法律に基く命令を含む。）に基いて在外公館に属させられた権限を行使する。
2 在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。
4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十條 国家行政組織法第三條第一項の規定に基いて外務省に置かれる官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の調整に関する事。
二 連合国による日本の管理に関する文書及び記録の收集に関すること。
三 引揚に関する調査及び旅券に関すること。
四 國際情勢の対内外報道に関すること。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

（在外公館）
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入國管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の定めるところによる。
2 入國管理庁（組織、所掌事務及び権限）
（在外公館）
第二十二條 外務省の機関として、在外公館は、大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、名譽總領事館及び名譽領事館とする。

（第三章 外局）
（在外公館長）
第二十五條 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。
2 大使館、公使館、總領事館、領事館、名譽總領事館及び名譽領事館の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、總領事、領事、名譽總領事及び名譽領事とする。
3 在外公館長は、外務大臣の令を受けて、在外公館の事務を統括する。

前におきましていろいろとこの関係が生ずる次第であります。従いまして、外務省の事務内容が量と質とにおきまして急激に変化して参りました関係上、従来の機構をもつていたしましてはこれに対応することが非常に困難となつて参りました。新事態に即応した機構にこれを改め、現在の事務執行に遺憾なきを期しますとともに、近い将来の正式の外交再開に備えんとする次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議を賜りまして、すみやかに御採択あらんことをお願い申し上げる次第でござります。

○木村委員長 外務省設置法案に対する質疑は次会以後にいたします。この際お諮りいたしますが、外務委員会より連合審査会の開会申出がありますが、外務委員会との連合審査会を委員長において日時を定め、これを聞くことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○木村委員長 御異議なければさようありますから、私は御異議ありません。

○本村委員長 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について質疑を行います。質疑の通告がありますからこれを許可いたします。船田委員長。

○船田委員 行政機構ができるだけ簡素なものとする、行政事務の能率を高める、国民の負担を軽くするという趣旨をもつてする行政整理を、できるだけ早く断行する必要があるということは、われくもまた常に主張して來た

ところでありまして、その整理のためにはある程度の犠牲もやむを得ないと、うことは、われくも考えておるのであります。従つて先日行われました橋

が国力にふさわしい行政体制を樹立する」という現政府の方針それ自体に対するものではありません。従つては、われくもまたもとより

は何んど現状を無視して、行政整理に全面的に反対するという立場をとらうと

が、どうしたらその趣旨に沿うような

実行ができるかということにかかる

と想うのであります。

まず法案の提案の理由には「行政事務の簡素化等に伴い」ということが書

あります。

本長官の提案理由の説明の中にもあつ

が、とにかくそういう委員会がつくら

れています。行政事務が簡素化さ

れることになるから、それに伴つて人

員を整理する必要がある、そこで改正

法案を提出するのだ、こう言つております

ますし、橋本長官もこの間の提案理由

も、こういうことが言われておりま

す。併し、これらの改革の企図は、多

くは、一般の期待に反して中途半端に

行政制度の改革に関する答申」の中に

あります。つまり、その政策改正諮問のための委員会が政府に対して提出した

結果として見直してくれていい、見

終り、殊に、過去の因習による行政機

構の自然膨脹を抑止する適切な方途が

考えられなかつたため、いつの間にか

旧に復する傾向を辿り、一、二年の後

にまた同じ問題を繰返し、行政職員に

対しても絶えず不守を与え公務に専念

することを妨げる弊もないではなかつ

た」こういうようなことが言われてお

ります。非常に遠慮深く「ないではな

かつた」というような言葉が使われて

おりますが、実はそれどころか、確かに

そこらいう弊害があつたのであります

ります。非常に遠慮深く「ないではな

かつた」というような言葉が使われて

私つまびらかにいたしませんし、はつ

きりした名前も私はよく存じません

が、とにかくそういう委員会がつくら

れています。少しこの間の事情を御説明申

し上げますと、五月にリッジウェイ司

令官から、日本の占領期間中に行わ

れた諸般の施策の中には、指令によるも

のもあるし、勧告等によるものもある

じようという話があつたわけあります

が、こういうものについては、日本の

実情に応じて見直してくれていい、見

直したら、それで自分の方も相談に応

じようという話があつたわけあります

が、それが内閣総理大臣の

諮問に答えるための一種の私的な

直感的な意見であります。内閣総理大臣

の諮問に答えるための一つの私的な

意見であります。内閣総理大臣の

るわけであります。これが今後講和のほかの庶務、会計、人事関係の規定を絶体的に簡素化すれば、その部分も相当の整理ができるといふ立て方で、全体を事務の整理によつて立てました。世間によく一般整理は天引きだといふ話がありますが、これはそもそもありませんので、項目別に事務を拾つて整理をいたした分が、おそらく最終の政令諮問委員会の案では、總体およそ七割ぐらいの部分を占めておりましたでしようか。残りの分が庶務とか会計とか、人事とかいうものになるのであります。これもやはり、そういう仕事の総体的な事務整理を考えた整理をはかつたのであります。

独立を機縁にいたしまして、商船管理委員会の全廃といつたようなものが典型的な例でありまするが、そういうものがはつきり出て参つたという点が、一昨年整理を行ひながら、今年なお整理を必要とし、また妥当とする最も大きな部分であるということをお答え申し上げておきたいと思ひます。

○船田委員 ただいまの御答弁によりまして、事務の簡素化を基礎とする定員法の改正につきまして承りましたが、考えますと、行政事務を簡素化するという限りは、多少なりとも実際に即して良心的に簡素化を行おうとすれば、少くとも実際問題として、多かれ少かられ行政機構の改革、行政機構の簡素合理化と関連して来ると思うのであります。現に今長官も言われた政令改正諮問のための委員会の答申を見ましても、相当大幅に行政機構の改革に関する意見も出ておるのであります。ところがこうした行政機構の改革に触れた政府の方針は、まつたく国會に示されておりません。各省庁の設置法の改正とか、あるいはまた一般的に見ての国家行政組織法の改正とか、ものに関する政府の案は、まだ一つも提案されておりません。たまく提案されておりますものは、今も議題となりましたような合理化と申しますか、実際に即するといふものであるかも知れぬけれども、決して簡素化とか縮小といふことはできない、外務省設置法だけなんであります。一方政府はすでに昨年行政制度審議会を設けて、この審議会も機構改革案をつくって答申しております。今申し上げました政令改正諮問のための委員会も行政機構の改革に関する答申を行つておるのであ

かの意見に基いて、政府もすでに機構改革に関する案をつくつておられるものと考えるのであります。そういううえで、機構改革に関する政府の案と今度の定員法改正法案との関係がどういうふうになつておりますか、お尋ねいたしたいと思います。

○橋本国務大臣 政府いたしましては、今回の行政改革にあたりまして、人員の整理も行政機構の改革も、両方構えて行つつもりでございます。今回の提案にあたりまして、行政機構改革の方も提案いたしたいと思つております。したが、これはいろいろな理由で実は間に合いかねたのであります。昨年の春に行政制度審議会の答申案もございましたが、これはこの春のリッジウェイ声明のラインに基く連合軍の指示による機関の整理といったよくな建前は、まったく纏ひ込んでおりませんでしめたし、私どもいたしましては、そういう点を相当強く考えて参らなければならぬ。その後政府部内においてもいろいろな意見を、私が責任者として聽取いたしましたし、関係方面の意向等もサウンドをいたしておりますが、総体的にこれをまとめて提案するというところまで、まだ参つております。これはこう考えておるのであります。何と申しましても、やはり一番基本になりますのは、事務及び人員の整理の問題でございまして、これは機構の改革と関係が必ずなければならぬというわけのものではないのであります。私ども将来の機構改革も考えまして、でき

だけ人員を簡素化したいということを考えました。機構改革案がまとまりました際に、今日提案をいたしております。ある部分がある省から他の省へ移るというふうな異動の関係はあると思いますが、今日はやはり事務の整理ということを基本にしてこの定員法を立てましたので、あとは機構改革がありましたがときに、そいつた整理とか異動とかいうものが行われるだけあります。機構改革によつて、その上で人員がさらに大きくなり減つたりふえたりする部分といふものは、これは比較的小部分であろうと大体考えておるのでございます。なお機構改革については検討いたしておりまして、できるだけ早い機会に提案をして、御審議を願いたいと思つておりますが、事務整理を基本にいたしまして、できるだけ早い機会に提案をして、御審議を願いたいと思つております。この上での人員の整理といふものは、一わたり基本的にこれはこれをもつて済ますことができる、済んでおると大体考えております。

に組み込んで参らなければなりません。それで、政府部内の意見をきめますのが、来月の半ばくらいになるとと思つております。それまでにはせひきめなければならぬと思つておしまして、できるだけ努力をいたしますが、大体やはり来月の上旬から中旬になるとと思つております。それからあとは関係方面との交渉の關係がどれくらい時日を要するかということは、はつきりしためどはありませんが、いずれにいたしても、そう長い時間かかると思われませんので、体会明けの勝負に御審議を願えるよう、法案の整備はできるものと考えております。

六

ば、何も今しないで定員法の改正をあらかじめ行つておく必要がないのじやないか、機構改革案とまとめて一緒に慎重に整理案を審議した方が審議の便宜もあるし、慎重に行われるのじやないかと、こんなふうに思われるのです。せつからく御提案になつたものではあります、一度御撤回になつたものであります。その理由はこういうわけであります。この人員の整理にいたしましても、機構の改革にいたしましても、事務の整理ということが一番基本だと思いますが、これに基いて、大体あとはこれくらいの仕事は必要だと考えておりますので、定員法の改正案を提案いたしました。従いまして今後機構の改革案を立てました場合に、たとえばある庁をやめるというふうになります場合においても、それが行われるだけでありまして、事務それ自身として機構改革の際にあらためて事務を整理し、なくするといふふうなことは考えないつもりであります。もちろん機構の改革も行政の簡素化をやる目的で行われるわけでありますから、この幾つも役所が分立しておるときに、合理的に統合すれば、それだけ少くとも庶務的な人員だけでも減らし得るじやないかというふうなお考えもあるかと思いますが、今回は相当な程度に将来の機構改革等も考慮

私はさきに申し上げましたように、今は、事務としてあらためてこれからさらに落すというふうなものは考えておりませんので、機構の改革はあります。されど、あつちごつちの異動が行われるだけでありまして、今日の定員法の実体的な範囲で、今後の行政人員が存在するというふうにお考えを願いたいと思います。なぜ今日提案をいたして実施するかと申しまするのに、人員整理の問題といたしましては、問題が起つて来ましたらなるべく早く着手をいたしまして、そうしてできるだけ時間的な余裕をおいて整理をいたしたい、そりでありますとこれはおちつけと言つてもなかなかおちつけるものでもございません。従いまして十月の五日に閣議決定をいたしまして以来は、この特別の割増しの退職金もその以後の退職者にさかのぼつて適用するといふことにいたしまして、来年の六月末までに整理をして、実質的に九箇月の間に整理のできるようにいたしたい。機構の改革にも若干の準備の期日が必要であることは、さかのぼつて適用するといふところにいたしまして、現在の機構で、いろいろまた人員整理を行つて内部がこなされたする、そして未整理のまま、また整理の途中に新機構ができる、また新たにまとめるということはきはめておもしろくございませんので、ぜひ今回この定員法を成立させていただいて、来年の六月末までに定員減をはかり、そうして行政機構改革の方は通常国会において成立させていただいて、若王室の余裕をおいて、七月の一日から新機構に応ずるということになれば、これもう一番行政組織の問題としてはさく

が田辺に行つて、国民の迷惑をかけることが少いと考えておるのであります。そういうわけで、繰返して申しますので、従つて機構の改革があつてするが、今回は事務の整理といたしましては大体この程度にとどめておきます。その事務は、どこかで行われておる。従つて人員の問題は、大要はここで一応目途が立つておるということです、定員法を立案いたして提案をいたしましたことと、それからもう一つは新機構を動かしまする場合には、人員の方もすつかり安定した形で動かすと、いうような観點から申しましては、なるべく早く、そうしてなるべく長い時間をおいて整理に無理のないようになります。たゞ、定員法を今回御審議願うるためには、定員法を今回御審議願うる必要があるということが、本国会に定員法を提案した理由であります。

○櫻本国務大臣 これは閣議の申合せによりまして、各省厅の方から説明を受けて一般的に御説明を願いたいと思うのですが、この御都合はいかがですか。

各省当局が集まつてお話を申し上げたましで、順序をきめていただきましたら、各省本部で集まつて検討いたしまして、この項目別に一つづきこれほどどうぞ申し上げましたように政令諮問委員会の答申案を基礎にいたしまして、行政簡素化本部で集まつて検討いたしまして、この項目別に一つづきこれほどどうぞうござつたましで最後決定を見るに至つたのであります。各省からの説明はあるにいたしましたが、私どもの意見もあり、関係省の意見もあり、いろいろにいたしまして最後決定を見るに至つたのであります。各省に要求をいたしましたので、各会に出すのだから、説明は各省からざれるにしても、必要な資料を出してくればということを要望いたしましたのに對しまして、各省の方で、委員会の方にこういう資料を出して、あとを口頭で御説明申し上げたいという話で出しましたものをまとめたわけであります。従いまして今日重ねてまた書きものをお書きいたしますが、秋の方からのお話をまとめてお書きいたしました。従いまして今日重ねてまた書きものを要求いたしますが、内閣委員会の方で順序をきめていただいて、各省を直接呼んでいただいた方が都合がよろしいと思います。

○船田委員 今の長官のお話を承いました。われわれとして各省厅から説明を個別に聽取いたしたいと思います。

最後に多少個別的な問題ともひつかりますが、一般的な問題と関連がありますのでお伺いたしたいのですが、農林省関係で食糧庁、ことに食糧検査官関係の定員が、半分に減らされることに法案ではなることになります。ところがその減らされるべき半分のうちのまた半分が、米の統制撤廃による検査事務の縮減を前提としておるということは、法案の附則によつて明らかにされておるのであります。先ほどから私念のためにお伺いたしたのはこの点にも関連するのであります。行政事務の簡素化に伴い、簡素化が前提となつて定員を減らすのたゞ建前であるということは、先ほど長官からも御答弁がありましたので承いたした次第であります。それならば、米の統制撤廃ということは確定しておるのでありますか、どうでありますか。ほんやりと統制撤廃と申しましても、まつたく野放しに、農民がかかつてなときにつけてな量の米をつくりたい、また消費者の方もかつてなときにつけてな量の米を買つたらいいといふ、全然統制をなしにしてしまふのか、あるいはまたある程度の統制申しますか、管理と申しますか、そういうことをするのかということを従つて、検査官の定員といふものきめ方をかわつて来ると思うのであります。どの程度に撤廃するのかといふようには全然撤廃してしまうのかどうかといふことに関する政府の御方針、これは政府全般の御方針でなく、少くとも

定員法改正に関する限り、管理廈としてどういうふうにお考えになつております。ところがその減らされるべき半分のうちのまた半分が、米の統制撤廃による検査事務の縮減を前提としておるということは、法案の附則によつて明らかにされておるのであります。先ほどから私念のためにお伺いたしたのはこの点にも関連するのであります。行政事務の簡素化に伴い、簡素化が前提となつて定員を減らすのたゞ建前であるということは、先ほど長官からも御答弁がありましたので承いたした次第であります。それならば、米の統制撤廃ということは確定しておるのでありますか、どうでありますか。ほんやりと統制撤廃と申しましても、まつたく野放しに、農民がかかつてなときにつけてな量の米をつくりたい、また消費者の方もかつてなときにつけてな量の米を買つたらいいといふ、全然統制をなしにしてしまふのか、あるいはまたある程度の統制申しますか、管理と申しますか、そういうことをするのかといふことを従つて、検査官の定員といふものきめ方をかわつて来ると思うのであります。どの程度に撤廃するのかといふようには全然撤廃してしまうのかどうかといふことに関する政府の御方針、これは政府全般の御方針でなく、少くとも

○橋本国務大臣 定員法改正の觀点からお話を申し上げたいと思います。食糧の統制撤廃の方針を開議として決定をいたしまして、それに従いましてこの定員法を組んだわけあります。これは昭和二十六年度一ぱいをもつて、供出も配給も全部打切るというのが、食糧の統制撤廃の内容であります。そ

うしてその後に関しましては、主食の需給を調整し、価格を調整いたしましたために、輸入食糧を全部管理いたしましたことと、それから国内産の食糧につきましても、必要に応じてこれを買上げ、あるいは拂い下げることがあります。これが拂い下げるといふと、いう需給調整法をつくり、需給調節の特別会計をつくるつもりでおる関しましては、当然やはり価格安定を目的とされています。それから価格の点にあります。それが補給金の制度を存続するつもりであります。別途主食の価格ができるだけ安定させますために、食糧の取引市場を育成するための法的な整備をするのでございます。それから価格の点にあります。最初は、ただいまのようないつまでにこの法案に附則をつけました事情についてこの機会にお話を申上げたいと思います。これはまさに変な附則じやないかといふ御議論申上げたいと思います。これはまだ未だから、未決定といふ趣旨の法文を入れるために、輸入食糧を全部管理いたしましたことと、それから国内産の食糧につきましても、必要に応じてこれを買上げ、あるいは拂い下げることがあります。これが拂い下げるといふと、いう需給調整法をつくり、需給調節の特別会計をつくるつもりでおるの

関しましては、当然やはり価格安定を目的とされています。それから価格の点にあります。それが補給金の制度を存続するつもりであります。別途主食の価格ができるだけ安定させますために、食糧の取引市場を育成するための法的な整備をするのでございます。それから価格の点にあります。最初は、ただいまのようないつまでにこの法案に附則をつけました事情についてこの機会にお話を申上げたいと思います。これはまさに変な附則じやないかといふ御議論申上げたいと思います。これはまだ未だから、未決定といふ趣旨の法文を入れるために、輸入食糧を全部管理いたしましたことと、それから国内産の食糧につきましても、必要に応じてこれを買上げ、あるいは拂い下げることがあります。これが拂い下げるといふと、いう需給調整法をつくり、需給調節の特別会計をつくるつもりでおるの

関しましては、当然やはり価格安定を目的とされています。それから価格の点にあります。それが補給金の制度を存続するつもりであります。別途主食の価格ができるだけ安定させますために、食糧の取引市場を育成するための法的な整備をするのでございます。それから価格の点にあります。最初は、ただいまのようないつまでにこの法案に附則をつけました事情についてこの機会にお話を申上げたいと思います。これはまさに変な附則じやないかといふ御議論申上げたいと思います。これはまだ未だから、未決定といふ趣旨の法文を入れるために、輸入食糧を全部管理いたしましたことと、それから国内産の食糧につきましても、必要に応じてこれを買上げ、あるいは拂い下げることがあります。これが拂い下げるといふと、いう需給調整法をつくり、需給調節の特別会計をつくるつもりでおるの

うな附則を付するということは、定員法をそもそも制定するその趣旨に反する結果を生ずるのではないかというふうに考えられるのであります。申し上げるまでもなく、定員法が制定されることは、いうことになりましたのは、單に予算面からの抑制だけでは行政機構の自然膨脹とか、定員の増大を防止するには十分でないのです。各省庁についてはつきりと定員を国会の審議を経てきめておく必要がある。言うまでもなくまたその定員を減らす場合にも、慎重に国会の審議を経ることによつて、必要な定員をその場／＼の都合でもつてきてしまつたり、あるいは減少したりしてしまつて、あるいは削減したりおく。こういう必要があるところから定員法を制定されることになつたと思うのであります。それにもかかわらず、今度の改正法案におけるよしなな附則を付して、この海のものとも山のものともわからぬ、前提としている場合にはもちろん「予算の定める範囲内において」とは書いてあります。が、七千九百六十一人といふ定員を限度として、相当膨大な定員を増してもかまわないといふような非常に広範な委任を政令に対してもつてしまつといふことは、定員法制定の趣旨を没却する、あるいは少くともそういう方向に向つて進む道を開く悪例を残すものではないか、こういうふうに考えられるのであります。が、この点について長官の御意見を承りたいと思います。

午後零時一分休憩

○木村委員長 午後一時五十六分開議 休憩前に引継

より会議を開きます。  
質疑の通告がありますから、これを許します。井上良二君。  
○井上(良)委員 定員法改正に関する件に関して、数点質問をいたしたいと思いますが、今回の定員法の改正は、政府みずから述べられておりますよろしく、独立後のわが国の行政組織を能率化し、かつ能率化するための事務官問題をはかるところ、このことに関する限り、どもは、何ら異議のあるものではありますまい。問題は現在の国民生活なり、またわが国の失業その他の関係を考慮しまして、あらゆる角度からその結果がどうなるかということを、われわれは一応検討する必要があろうと思ひます。今回行われます九万人の人員整理は、政府側が申しますこの行政整理の結果が非常に事務能率が高まるるという政府の一方的な、独断的な考え方だけに立つてこれが決定されるといつても、整理される相手方、整理される人の立場といふものについて慎重考慮を拂つたかどうかという点が、非常に重要であろうと思ひます。御承認の通り國土が狭くなり、しかも人口は非常に多く、今度整理の対象になります。

する人々は相当年齢の方が多い、お養いの家族をたくさんお持ちであり、これらの人々は自分たちが役所に働いておりさえすれば、給料は安いけれども安心してともかくも生活ができるという非常に大きな希望と期待をかけて役所に勤めておつた人々で、この人々が国の大好きな行政整理という方針のもとに整理されるということを考えましたときに、整理の対象になりました人々にとりましては、これは国家的な大きな犠牲であります。しかもその犠牲になる人々が今申します通り相当の年配であり、多數の扶養家族をかかえており、わずかくらいいの退職手当をもらいましたところで、はたしてそれらの人々が一体役所に勤めていたと同等の待遇及びそれ以上の地位につけるかどうかといふことは、まったく疑問であります。そういう点をわれ／＼が考慮いたしますときには、特行政管理庁長官として、また所管大臣としてもこれらの点についていろいろ／＼考慮を拂われていると思うのであります。ついては約九万人に達する整理対象の人間を一体どういう方面に政府は就職をさせ、どういふような道を見出すような具体的な処置を政府としては講じてやつておるか、この前提についてまず伺つておきたいと思います。

するのはいかぬという立場に立ちました。それを第一義に決定をいたしましたのであります。まず行政整理が行われます。職場におきまして、整理後新しい職場に総体的な配置転換が行われます。その間、その間におきまする生活といふものは困難になつてはなりません。うちは、まず第一にやはり退職手当を十分にするということは大切な問題であります。これに関しましては、現行の退職手当の法規によりますれば、行政整理の場合は一年について三十日分とします。この間に相なつておりますが、これを今回行政整理の特別な趣旨に顧みまして、最高八割増します。整理の場合には一年について三十日分といふように相なつておりますが、この長期欠勤者が入るというふうなことに相なりますのは、それ自身として非常に氣の毒であります。それからまた就職といふのはむづかしい人々でありますから、これについては有給で休息ができるよういたしまして、まずこの整理対象の人々の中に、病気のための長期欠勤者が入るというふうなことをいたしましたのであります。

おこの就職あつせんにつきましては、手にいろ／＼な職を持つてゐる人々がやはり非常に就職率がよろしいので、ある間の、その間におきまする生活といふものは困難になつてはなりません。うちは、まず第一にやはり退職手当を十分にするということは大切な問題であります。これに関しましては、現行の退職手当の法規によりますれば、行政整理の場合は一年について三十日分とします。この間に相なつておりますが、これを今回行政整理の特別な趣旨に顧みまして、最高八割増します。整理の場合には一年について三十日分といふように相なつておりますが、この長期欠勤者が入るというふうなことは、それ自身として非常に氣の毒であります。それからまた就職といふのはむづかしい人々でありますから、これについては有給で休息ができるよういたしまして、まずこの整理対象の人々の中に、病気のための長期欠勤者が入るというふうなことをいたしましたのであります。

調査による非農林業と農林業との就業者の区分から見ましても、昨年から今年

勢もすつと好転いたして参りまして、戦後異常に増加した農林業就業者が、昨年来だん／＼正常に復して、労働力が減るという傾向が著しく出て参つてゐますから、これが整理対象になります。何と申しましてもこの整理対象の中に病院の人たちが入らないようにいたしましたのであります。

○井上(長)委員　　ただいま長官の御説明によると、整理対象になつた人々の今後については、退職手当を従来の規定から大幅に引上げて、その面で一時定から定へて、十分将来これらの人々が安定した新しい職場につき得るものと考えております。

このことは必要でござりますし、それと申しまして非農林業がふえて農林業が整理されてその間暮しに困らないようにならにしながら、職業あつせんによつてこれは今回の場合に必ずしもどういうふうな人々を整理対象にするといふふうな年配の人々が整理の対象になるといふふうなお話であります。何と申しましてもこの整理対象の中に病院の人たちが入らないようにいたしましたのであります。

新しく職場をみつけて行くといふこと

が大事でございますので、政府としては大いにいたしました。各省庁の整理を行ひます。まず

施策をいたしているわけであります。この点におきましてできるだけ就職をあつせんする。その上に政府の職業安定機構

で、緊急失業対策事業といつたような形で公共事業的なものを間に合せにす

せるといふことは、問題の解決の正道で

えは電源開発をやるとか、あるいは船

なら船を大規模に建造するとか、あるいはおまんけれども、なおこう

單なる職業あつせんだけでなく、職業補導ができるだけやらなければいかぬと考えまして、今回の補正予算で

も、特に今回の行政整理によります整

理者の職業補導のための経費をとつて、これを特に充実して行つもりで

いるのであります。今日の状態から見ましても、退職された方々の就職の度合

がどうなるかというらみの問題は、どこに何人どう入るということが

は、これは申し上げかねる問題でござ

りますが、昨年来日本の国内の雇用情勢もすつと好転いたして参りまして、

戦後異常に増加した農林業就業者が、

昨日行政組織の中に不要不急の部分が出て参つておつて、これを整理すると

いうことは必要でござりますし、それ

が整理されてその間暮しに困らないよ

うにしながら、職業あつせんによつて

これは大いにいたしました。各省庁の

整理を行ひます。まず

施策をいたしているわけであります。

なお従来の行政整理の場合に、緊急失業対策事業といつたようなものを行いま

す。食糧の統制撤廃後の米穀の生産者価格が何ぼにきまるか、消費者価格

がどうなるか、かりに政府がいろいろな角度から今日まで発表しております

が起ります場合は、やはりそれを受入

れるところの新しい国の対策といふものが考えられなければならぬ。たと

た場合、賃金ベースはどういうぐあい

もないと思つておりますので、今日のところではそういう面には特に力を注

いでおりませんけれども、なおこういふふうにふえて行くか、その結果イン

ドは、どういうぐあいに上昇して行く

が見られれば、そういう方面にも機に応じて施策をいたしたいと考えている

のでござります。

繰返して申しますが、総体的に

は今日の行政組織のむだの出ました部

分は、退職金によつて退職後しばらく

の生活が困らないようになつたしますと同時に、今日の総体的な雇用情勢の好

転を基盤にしつつ、それ／＼元の勤め

でおつた省また國の総体の職業安定機構、そしてそれに職業補導を使いながら

、強力に就職のあつせんをするといふ方向で、十分将来これらの人々が安

定した新しい職場につき得るものと考

えております。

○井上(長)委員　　ただいま長官の御説

明によると、整理対象になつた人々の

今後については、退職手当を従来の規定から大幅に引上げて、その面で一時

定から大幅に引上げて、その面で一時

質問の趣旨にお答えいたす前に、失業対策として、たとえば電源開発その他によるところの雇用情勢の好転といふことを基礎にして私は考えておると申しましたのは、それであります。つまり私どもいたしましては、最初に整理することを考えて、失業対策として電源の開発また土地改良、造船、これは党の施策といたしましても、一番基本的に主体を入れておるものであります。國の生産力を向上するため電源の開発また土地改良、造船、これについては、これは貿易の好転その他昨年以来特に非常な成績を上げて参つております。今後においてもます／＼続けるつもりでありますし、内閣の労働力調査によりまする就業者の数も、農林業が非農林業が逆に千七百五十五万人から昨年七月の千九百八十八万人から千九百六十四万人となつて二百九万人を増加して、戦後非常に増加した農林業就業者が正常に復しつつあるという事実は、今後もなお継続する見込みでありますし、継続させる方向に綱体の産業政策を向けておる次第でござります。今日この状態から見まして、日本が独立して経済自立をいたしまするためには、財政上のできるだけの合理化をはかつて、そういうほんとうの基礎になる産業の育成をはかるという方向

が、資金をそういう方向に向けるためにも、また税負担の軽減その他の面からも御指摘のありました電源開発などの他の仕事について、あらん限りの産業政策の重点をそういう方向に持つて行くということを基本にいたしまして、今日の行政整理も行つたものであります。そして受け入れの道はそういう方向にあるから、そこに私どもの考え方ありますする職業あつせんというものが、十二分の効果を發揮するものと考えておるわけであります。

あるいはそれに関連をいたしまする法案があとから遅れて出たりいたしたことはあるわけであります。私どもいたしましては、これを並行してなるべく早く出したいと考えておりますが、一つの基本方針から出ましたものが、補正予算は先に出、定員法については今日附則を付して出て、そろしてまた実体関係の問題につきましては、不日決定を見る情勢で、所管大臣から関係方面への折衝をいたしておる次第でございます。私は、必ずしも、何ともかもすつかりきめるまでの間一切の進行をとめておかなければならぬといふことはないと思いますので、從来国会議に關連の法案がそれ／＼の面で出ましたとのと同じように、一つの基本方針から出ましたものを、予算是予算としてまとまつたときに出し、定員法は定員法としてまとめて出し、そうして、最後の御審議の終局といふものは、これはどうせ縮めくらなければならぬと思いますが、こういう形でそれ／＼の面でまとまつたときに出るのは、やむを得ないことだと思つておるのであります。

他の問題について積極的な何らの方策を持つていいないじやないかと言われたようでもありました。食糧廳の人員整備後は、その他の問題にとつては、目下いろいろと特に農協その他の方面と折衝いたしております。これは農林委員会におきましても井上さんの御質問、その他の問題の質問のときにお答えした一部ございまするが、われくは主食の統制を撤廃する場合においても、野放しではなく、需給調整を考えるのであります。その一つの構想といたしまして、農業協同組合を育成強化し、この機関を通じて、農民がいわゆる共同販売、共同集荷といふような作用を強く運営することができるようと考えてゐるのであります。従いまして、農業資金の改手形の改善に基く生産資金の供与、これも農協を通じてやりたい。また集荷資金につきましては、これは政府の財政資金のできるだけを、農林中金を通じて、系統機関を通して流すことによりまして集荷資金を与える。こうなりますと、今度は農業協同組合が米の管理をする役割を演ずることになるのであります。そうしますと、米の管理についてやはり経験のある人を欲するであろうし、またぜひそういうふうにしていたなかければ共同保管管理並びに計画販売もできがたいと思います。こういう点からしますれば、従前その業務を専門的にやつておりますした食糧管理關係の事務職員並びに検査職員が相当程度吸収し得るであろうし、またして、いただきたい、かように思いましたして、こういう方面についても現在折衝を続けておる次第でございます。

船田先生からも御質問がありましたが、定員法というものは、一つの法律がございまして、たとえば食糧管理法なるものが、定員法といふものでは、一つの法律であります。だから食糧管理法といふ法律があつて、この管理法を施行するのについて、これに関する事務あるいは統制事務といふものに一体どのくらいの人間がいるかということから、ここで食糧庁の大臣の定員といふものが国会の承認を得てきまつておるのであります。だからその基本法が変更されない先に人間が大切られて、あとから法律がかわって行く、そういうことが一体あり得ることかどうかということです。だから食糧統制の撤廃ということになりますと、食糧管理法の改正が先になるのか廃止が先にならなければならぬ。食糧統制の撤廃をやつたから、それに関係した人はいらなくなつた、そこで食糧管理法を廃止する。従つてその法律によつて仕事をしておつた人は、これだけ人がいらないことになつたから国会の承認を要する。これが妥当なるやり方なんです。あなたの議論で行くならば、現在食糧関係で働く人は何の法律によつて働いているのですか。その規則によつて働いておるのですか。その法律を基礎にして必要な人を雇つているのでしょうか。使つているのですよう。あなたの方で食糧統制を撤廃するという基本方針がきまつて、閣議まで決定されて、司令部まで折衝される段階に行つてゐるのです。その改正案をこれと並行して当然出すべきである。それを出さずに、人だけ先に首を切るうといふところに問題があるのです。この法律案が国会で論議されて可決された場合、当然それに伴つて予算の削減なり人員の削減が生じて来る。だか



○井上(裏)委員 そうしますと、八千五百三十三人というのは、麦の統制をはずすから、従つてそれに関連しておつた人がいらなくなる、なおわきの事務もそれだけ整理されるのでいらなくなれる。そのいらなくなつた分が八千五十三人、この人は一月から四月までに整理する、こういふのでござりますか。その点を明らかにしていただきたい。

○橋本国務大臣 これは私縛返して申し上げますが、こうしたことなんですか。政府の考え方いたしましては、主食の統制撤廃をすることによつて、一万六千人ばかりの整理をやるということが、政府の基本方針に伴う人員整理の対策でござります。これは分解して申しますならば、主食の統制撤廃、すなわち米、麦の供出の仕事がなくなつり、かつ配給の仕事がなくなり、そして残つた需調調整その他の仕事についても、できるだけ仕事を少い人数でやるという努力を含めてみると、そこまで行けるといふので總体一万六千何が少しやつたわけです。その以外のこととは格別政府としては考えておらないのです。今日もなお基本方針を通じるために総司令部と折衝中であります。そこでただいま申しましたことは、従つてこの附則の部分は将来不要になるものと今日も考えておるわけでもあります。今日もなお基本方針を通じるために総司令部と折衝中であります。そこでただいま申しましたことは、くどいようですが、私も直に申しまして、あの附則は、かりに占領なんといふのがなくて、純日本的だけにあの法律を考えるときに、井上さんもおつしやる通り筋の通り上げましたような経緯で総司令部とし

○井上(重)委員 そうなるとよけいややこしくなつて来ます。そなりますと、七千九百六十一人といふのは、これは米の統制がかりにはずせなかつた場合、それだけの人はいる。しかし政府では一月から麦の統制をはずすから、そうすると麦の統制をはずすといふことになると、八千五十三人はいらなくなる。だからこの八千五十三人は米の統制解除は全然考えず、麦の統制解除その他の事務の簡捷、簡素化によつて一月から四月までに八千五十三人はいらなくなる。こういう結論になつて來るのである。この七千何ぼは司令部の方の意見でつけた、政府はそうは考へてない、司令部がそらしておけといふことでやつたんだから、政府としてはそんなことは考えておらぬ。米麦統制撤廃といふ一本の姿で考へておるのでは、そういうように数字をわけられたのでは困る、司令部とこの法案を提案する場合いろいろ話がついてないから、わければこうわけられるというのでは、七千何ぼを四月一日に統制が解除にならぬ場合は復職させてもいい。これはこういう仮定の数字であつて、はつきりわけられた数字ではない、こう解釈してもいいですか。従つてこれは政府案ではなしに司令部案だ、こう考えていいですか。

については、けさから申し上げた通りであります。この七千九百六十一人といふ人数は、これはもう格別そな仮定の数字ではございませんので、補正予算の中で七千九百六十一人分だけは二十七年度に入つてから整理をし、従つてその分だけは二十七年度本予算から落すつもりであつた数字であります。

政府としての総体的な考え方は、さきに申し上げた通り、一万六千人を整理する、それは主食の統制撤除をやり、後の需給調節についても、できるだけ簡素化して仕事を行うというところから出た数字でござります。しかしながら、今日もなお主食の統制撤除といふものはできるという建前で考えておりますから、今あまりそらした仕訳を提出してみておりませんけれども、たつて井上さんのように仕訳をしてごらんになれば、二十六年度の補正予算にあげた分は、主として麦の統制の撤廻による部分と、それからまた一般的にその後の需給調節をやるにしても、できるだけ簡素化してやるために整理する部分といふふうにお考へ願つてつけこなであります。二十七年度月以降に米の統制がなお存続される場合には――この米の統制がなお存続される場合といいましても、配給の限度でありますとか、いろいろな問題があると思います。私は少くとも来年度になつて配給がある程度續くにいたしましても、新規の供出はないものと考えております。私は少くとも来年度になつて配給がある程度續くにいたしましても、一人の範囲内において復活ができると

して伺いたいのです。御存じの通り私ども食糧行政を担当したことで経験を持つておりますが、国内産の麦を配給に使いますものは、年間わずかに米石で八百万石くらいであります。総体の需要量が五千石、六百万石じやなかつたかと想像しておりますが、そのうちのわづか八百万石が、国内産の供出麦であります。政府は、麦は国家で一元的買入れをいたしまして、一元的拂下げをいたします。ただ国内産の麦がはづれるだけであります。これの買入れはわざかに八百万石であります。従つてそれに対する所要人員といふものは、ほんのわづかであります。あとまだ四月までは、政府の管理します輸入食糧——輸入外麥外米であります、それと供出する米であります。これを一手に政府が輸入、管理、輸送、拂下げ、また米の配給、そういうことをまります場合に、八千人の人を整理して、あとで一体やり得る自信がありますか、やれるとお考えになりますか。その上に、あとで質問をいたしますが、現場の検査官を相当大量に首切りらうとしておる。これが供出にどういう影響を持つて来るかということを、食糧庁の長官は一番よく御存じであります。政府は今日供出量をまだきめておりませんが、おそらく二千五百万石くらいを上下する石数でありますのであります。それがこういろいろ首切りという現実の冷たい風を無慈悲に流すことによつて、第一線に働いております食糧供出に最も重大な役割をになつておる第一線の検査官が、一体まじめに政府の食糧供出の線に働いてもらえるとお考えになりますか。もし順調に供出が行われませんと、来年の三月末まで

の面倒の上に大きな重荷が支障を来して現われて来ております。これを一体どうお考えになりますか。わずか国内需要に充てる内地産麦の八百万石くらいい、多くても一千万石くらいのものであります。すでにその微候は大消費地に現れております。それで、これが一体どうお考えになりますか。わざか国内需要に充てる内地産麦の八百万石くらいい、多くても一千万石くらいのものであります。そのくらいうちのものを落すことによつて、八千人からの人を首切りたる、首切つたあとが一体行けるか行けぬか。ここで具体的にお聞きいたしまして、それから次に出て参りますが、これらこれの買入れ、それから保管・輸送の拂下げ、こういう問題に遇運をいたしまして、それから次に出て参りますが、これらず内地米の配給であります。これらにおよそどのくらいの人があつたら行けるのですか。今橋本長官の説明によると大体七千人の人が復元すれば行けるじやないかといふような考え方ですが、それで行けるといふ自信がありますか。もしこの人員整理の結果、これから来年三月末までの食糧配給の上に重大な混乱が起つた場合、その責任は一体だれが負うのですか。これらの点を明確にお聞かせ願いたい。

ても、四月以降において二人のうち一人を首切るので、その辺の感覚は殺して、供出の督励に一つも支障がないということはございません。しかしながら事、国民食糧の確保に関する問題でありますので、その辺の感覚は殺して、できるだけひとつ努力してくれといふことを言ひながら督励をいたしておりますけれども、この点については心配をいたしております。

○井上(辰)委員 そうすると、さいせんの大臣の答弁とちよつと違いますね。大臣は七千九百六十一人は、米の統制を続ける限り残しておかなければならぬ、従つて八千五十三人といふのは麦の統制をはずし、その他事務簡素化をはかつて出て来る数字だから、こう言うのです。そうすると、あなたが今御説明によつても、八千何ぼという数字はどこからどう割出して来たのですか、それを明らかにしてもらいたい。

○安孫子政府委員 この附則第三の決定につきまして、私ども全然事情を承知いたしておりません。

○井上(辰)委員 そうすると、この八千何ぼ、七千何ぼという数字は、附則第三項から起つた数字であつて、事務

当局の最高責任者たる食糧庁長官は荷を外さない、そういうことです。その点を明らかに願いたい。

○安孫子政府委員 附則第三につきましては、私ども全然その間の事情は承知いたしておりません。

○井上(辰)委員 そうなつてくると、これはたいへんなことになつてしまいまして、あなたが食管の長官として現に食糧の管理を行い、国民の食生活安定

&lt;/

いたすにつきましても、当時は指定倉庫が相当整理をされておりまして、私の記憶ではおそらく千か千四、五百でいは内地麦の買入れ充満し倉庫は、現在は一万以上にわたつております。これは地方におきまする農業倉庫の經營等にも重大な関係を持つて参る問題でありますので、これを一挙に千とか二千とかいうふうに圧縮のできる問題ではございません。究極的目的といたしましては、そういうところまで整理をする必要があるかもしれませんけれども、よほ漸進的にこの問題は処理して参りませんと、農業協同組合の経営その他にも支障を来しますし、また買入れの実行上いろいろな問題を起しますので、かりに七、八千というようなところで押えまして、この点の事務分量というのも相當ござります。従つてただちに主食の統制撤廃をしたところで、ここにまた大量の人の整理が必ずしも行われにくい実情にあるということを私どもとしては考えておるのであります。そういう点も十分お話し上げておつたのであります。が、結論といたしまして、ただいま御審議を願つておるような定員法の形になつておるような次第であります。

概要、経過だけ御説明申し上げました。

○井上(夏)委員 その事情はよくわかつておるらしいですが、それであつて何ゆえに一体こういう大幅な整理をするのか。これは内閣の方針として、あるいは行政管理庁の方針として統制撤廃をするとすれば一万六千減せ、約五、六%ほどになりますが、定員の

五一%、約半分以上でござりますが、半分以上けずつでもかまわぬ。現状はどうであろうと、こうであろうと、なんなことは考慮する必要はないということでお、あなたの方も事務管理をやられておる。あなたの方とは何の相談なしに横からぼつとやつて来て、それをのめ、こういうことになつたのですか。その事情はどうですか。

ういはつきりした数字があるはずですが、それを発表できませんか。  
○安孫子政府委員 もちろん事務当局としてのさようなものは持つておらず、十分検討いたしたものを持っておりませんが、この機会にこれを発表するというわけには参らぬと思いま

○木村委員長 委員長からさような答  
えはいたしませんが、安孫子食糧店は  
官から御答弁があれば……。  
○安孫子政府委員 ただいまお話をよ  
りは、つまり一万何千名でやれるとい  
ふふうを出さないで貰ひきのほか、  
い。

大体これらなどいふことを出しでしゃべらなければ話が進みません。

○木村委員長 井上良二君。今の安藤子食糧廳長官のお答えでは、現段階においてはさような数字を発表しがたいような表明があつて、万一するとすれば、大臣その他の諸氏と談合の上でなれば、わざわざの發所式と言えは、中央

半分以上けずつでもかまわぬ。現状でございますが、どうであろうと、こうであろうと、なんことは考慮する必要はないといふことで、あなたの方も事務管理をやられておる。あなたの方とは何の相談なしに横からぼつとやつて来て、それをのめ、こういうことになつたのですか。その事情はどうですか。  
○安孫子政府委員 一々当時の経過を申し上げる必要はないと思ひますが、私もどもいたしましては、たゞま申し上げましたような趣旨から今政整理の趣旨については了承いたしましたけれども、またその線に沿うて努力をすべきでありますけれども、やはりますには一つの限界があるという点について事務分量その他についてのお開議においては、たゞいま御審議をしておつたのであります。最後願つておるような定員法が原案として作成されたということであります。

ういうはつきりした数字があるはずで、それが実は非常に重要な役割を果すのです。一方、政府は一つの政策として行政整理をやろうとしておられます。十分検討いたしたものを持っておりますが、この機会にこれを発表するというわけには参らぬと思ひます。

○井上(眞)委員 それが実は非常に重要な役割を果すのです。一方、政府は一つの政策として行政整理をやろうとしておる。ところが、この行政整理の対象になつておりますものが、国民の食生活に重大な関係のある食糧統制の可否の問題から来ておるので、かりに政府の政策である食糧統制撤廃が実現しても、その後に外米の輸入に関連する一部統制事務といふものが現実に残るわけです。それをやります場合に、これ／＼の人がどうしてもいるということが明らかになりませんと――これは政府の言うておる具体的なことについてはそれ／＼の所管大臣、所管當同關係があなた方に出てもらつておる。そこでここに農林省を橋本長官も午前中の委員会で明らかにされて来ておる。そこでここに農林省にされたておる。そこでここに農林省にされたておるこの数字で統制撤廃後に何がおいて、はたして責任のある事後の管理、保管、売渡し等の一切の事務が行われるかどうかといふことが重大な問題になつて来るのです。それで残つた人間だけでやれるといふか、やれぬといふか、問題のきめ手はここなんですか。そのきめ手を出してもらわぬことは、さつぱり話が通じませんから、それをまずお出しを願いたい。ひとつ

○木村委員長 委員長からさよならを求はいたしますが、安孫子食糧局官から御答弁があれば……。

○安孫子政府委員 ただいまお話を伺は、つまり一万何千名でやれると、数字を出せという意味であるのか、「政府長官は、これで十分やれるのだろ」という前提でお話になつておるのだろうと思うのです。それから井上さんの電話は、そうじやないで、事務当局一つの案、これは現段階においては、に出すべき性質のものじやない。そこをここで出せという意味のようにとりますが、そこがはつきりいたしませんから、この際お出しすることは私としてはさしあたりはむずかしい。よくなり、行政庁とも打ち合せた上でなければ出せないという意味で申し上げるので、この点は御了承願います。

○井上(昌)委員 問題はこうなんですか。これ／＼の人員を整理する具体的な、たとえば統制事務の廃止、あるいは事務の簡素化による冗員、こういったものを具体的に説明してもらわぬとからぬ。そこで具体的には省庁の当面者が来て説明する、こうしたことであった。そこで私はその線に沿つて質問をしているわけなのです。だから政令は一万六千十四人を首切るというが、行するとして、一体これではたしてこけるか。私は行けぬと見ておる。あとも、数字は言わぬけれども、行けば統制撤廃後の需給調整のために必要を管理、保管、売渡し等の需給操作を行つて来るが、そなへんの大体の答弁である。そこには必要な数字を

○木村委員長 井上良二君。今の安藤子食糧廳長官のお答えでは、現段階においてはさような数字を発表しがたいような表明があつて、万一するとすれば、大臣その他の諸氏と談合の上でなければ、いわゆる役所式に言えば、決裁を仰がなければ発表ができないよう表明があつたのです。それはお聞きだと思いますが、おそらく安藤子君もつらいところでしょう。この点はどうですか、明日でも、日にちはまだ十分あることですから、あなたの最も最適なときにお聞きするということにして、言えないのを、無理に腕力で言わせることで、他の御質疑に移つていただいたらしくがでしよう。

○井上(辰)委員 言わないといふものを無理に言わすというわけにも行きませんから、今委員長の御指示の通りおとりはからいを願います。

次にこの点もあなたに聞いてみたつて困るかもしませんが、そもそも今同の人員の整理の目的が、政府の方では予算削減、国民負担の軽減、こういうことが大きな一つの目標になつて整理されるんです。ところが、この食糧庁関係の一万六千四百四人の整理対象になります人は、国的一般予算には何も関係ないので。ないというのは、この一万六千何ぼという人は、食管特別会計のいわゆる中間経費の中からまたなわれた人々なんです。税金によつてまかねられていない。だからこの一万六千人を首切つてみたところで、それだけ税金が安くなるというものじやない。ところがここに問題になるのは、

そういうものが中間経費でまかなかわれて來る。これは自由党の吉武政調会長が、たび／＼新聞やラジオで放送しているところだが、しかば自由經濟になつて、統制時代の中間経費よりも安くなるかといえば、これは過去の実績が示している通り、われ／＼はそう安くなるとは考えていない。ただ現在自由党の政調会あたりで検討しております中間経費の中には、たとえば早場米獎勵金の問題とか、俵代とか、あるいはまた追加支拂の金額とか、こういうものが織り込まれておりますから、それらの数字を全部農民へ還元されて参りますといふことからして、差引きますと、全体の中間経費は、統制時代において一三九四九ぐらいの比率が出ておる。ところが今度これが自由經濟になつて参りますと、いわゆる生産者が大きな問屋へのここに一つの口銭がある。問屋からまた米屋への口銭がある。米屋から消費者への口銭といふ段構えの口銭が加わつて來ることは必至であります。そなりますと、従来の自由取引をやつております時代の数字をわれ／＼が探してみましても、大体二一%以上になつておるという数字が明らかになつておる。だからこの一万六千人首切つたからという点によつて、直接国民の負担が軽くなつた対してこれが予算の上に非常に軽くなり、また国民の負担が軽くなるといふ根拠をお持ちでありますならば、御説明を願いたいと思ひます。

○木村委員長 ちよつとお待ちを願います。ただいまの御質疑に対しでは、安孫子食糧庁長官が答弁する限りでは、私はその點は、思いますから、この御質疑に対しましては、追つて、きわめて近いうち、当局の最高責任者から答弁をさせますから、御猶予を願いたいと思います。○井上(尾)委員 今私の質問いたします件については、事務當局としてどういうお考えでありますか。○木村委員長 答弁はないようですから、質疑をお受け願うなら……。○井上(尾)委員 今あなたは大きな政治家として、大臣に答弁させなければならぬという、私はに対する御忠告でございません。これは大事な問題ですから、私はその通りだと思います。しかし事務當局として、一体この問題に對してどうお考えになつておるかといふ再質問をいたしておりますから、一応

○木村委員長 これに對して安孫子食糧管理行政を続けて行く上において、ありますから、さようお伝えいたします。〔閑連質問」と呼ぶ者あり〕 ○木村委員長 閑連質問は許しません。○井上(尾)委員 この問題は、私は食糧に生んでおるのであります。そういうふうに高くて、そのために統制が非常にけしからぬといふ、いろいろな誤解を一説に生んでおるのであります。そういう

う点から実際事務當局として私が質問いたしました通り、一体この中間経費によつて一万六千人がまかなかわれておるかどうか、いやこれは一般経費に關係があるというのか、国民の税負担に關係があるというのか、その点を明らかに願いたいことが一つ。それからその次には、私が今伺いましたように、実際中間経費を検討いたしました件について、事務當局としてどういうお考えでありますか。○木村委員長 答弁はないようですから、質疑をお受け願うなら……。○井上(尾)委員 今あなたは大きな政治家として、大臣に答弁させなければならぬといふ、私はに対する御忠告でございません。これは大事な問題ですから、私はその通りだと思います。しかし事務當局として、一体この問題に對してどうお考えになつておるかといふ再質問をいたしておりますから、一応

○木村委員長 これに對して安孫子食糧管理行政を続けて行く上において、ありますから、さようお伝えいたします。〔閑連質問」と呼ぶ者あり〕 ○木村委員長 閑連質問は許しません。○井上(尾)委員 この問題は、私は食糧に生んでおるのであります。そういうふうに高くて、そのために統制が非常にけしからぬといふ、いろいろな誤解を一説に生んでおるのであります。そういう

う点から実際事務當局として私が質問いたしました通り、一体この中間経費によつて一万六千人がまかなかわれておるかどうか、いやこれは一般経費に關係があるというのか、その点を明らかに願いたいことが一つ。それからその次には、私が今伺いました件について、事務當局としてどういうお考えでありますか。○木村委員長 現在の食糧検査関係の定員は二万三千名ほどであろうと想定いたしますが、この間国会を通じて別途考えなければならぬ、さような見解を持つております。○井上(尾)委員 現在の食糧検査関係の定員は二万三千名ほどであろうと想定いたしますが、この間国会を通じて別途考えなければならぬ、さような見解を持つております。

○木村委員長 現在の食糧検査関係の定員は二万三千名ほどであろうと想定いたしますが、この間国会を通じて別途考えなければならぬ、さような見解を持つております。

ないし二名ぐらい——二名も行つておりませんか。全国一万三、四千の町村がござりますから、たかゞ行つても二名行くか行わぬかぐらゐのところではないか。ところがこの米產地帯、農作物の非常に生産力の高い地帶と、そでない大府県と、いろいろな関係から、そこに多少無理もございますが、われ／＼はもつと充実こそすれ、削減する何らの理由がないものに、いきなり五割もぶち切るという行き方は、まったく現状を理解しない、法の建前を理解しない、無謀なやり方であろうと私は考へる。そういうことからしまして、食糧庁としましては、完全な検査を実行いたしますならば、農民も消費者も全部喜ぶことありますし、またその結果が国の大きな財政負担にならないという実情から、さらに多少は国が負担をいたしても、現実をもつとよくして行く、擴充して行くという線を積極的に打出すべきじやないか。それ五割も首を切られるのをしようがないというようなことでおつて、一体行けるかどうかということです。實際上検査が動かぬことになりやせぬかと思ふのですが、それに対する対策を何かお考えになつていますか。たとえばその法律がまだ十分な効果を現さぬ先に、もう半分切つてしまふ。そういうむちやな話があるものではない。切つた後行けるかというと、行けないこと事が明らかなのです。こういう点について事務当局としては、国会に対しても、政府に対しても、積極的に必要な資料を出して、これでは困るという納得する

る線を出してもらわなければならぬと思ふのに、切つたらしょうがないといふようなつもりでおつたのでは、当面は果されません。そう思ひませんか。これは大事なことです。

○安藤子政府委員 お答えが非常に困るのですが、その辺の事情につきましては、十分御了察のことと思います。私はからいろ／＼と申し上げるまでもなく、十分御承知の上でのお話だと思います。私どもの立場においてこれが善後措置ということに相なりますれば、一つは臨時職員をやすこと等についての臨時措置は考えられるわけであります。しかしながら、これで全部を合理的に解決し得るものであるかどうかという点については、私自身の考えはござりますし、またその若干につきましては、先ほど申し上げた通りであります。しかしながら、これで全部を合併するには、井上委員を含む他の質問があります。私は井上委員からなる質問がありましたけれども、先ほど御答弁によりますと、急所に参りますと大臣やその他責任者と相談しなければ答えられないというような話であります。いいかげんな答弁ならここでいくら聞いても話にならない。そこで事務当局が大臣その他責任者と十分打合せの上でなければ答弁できないことがあります。私もやはり井上委員と同じことです。私もやはり井上委員と同じような問題がたくさんある。従つて私は質問を通告しましたけれども、そういうなら、いくら質問したつて同じことです。私もやはり井上委員と同じようには質問をしなければなりませんけれども、今の食糧検査制度の問題や統計調査の関係の問題は、国の食糧行政や農業政策の確立の上に重大な影響を持つ問題であります。こういう問題を所管大臣も責任大臣もいないのに質問する

あしたにしてもらいたい。重大な人の首切り問題ですかから、その及ぼす影響はきわめて大きなものがありますので、名委員長たるあなたは、この際所管大臣をここへ御出願うか、それもうしてもさしつかえがあつてできないことなら、他に事務当局に対する質問がありますならば別でありますけれども、私の質問はこれ以上続けるわけに行きません。その点をひとつ御考慮願いたい。

○木村委員長 質疑の通告があります。小林運美君。

○小林(運)委員 ただいま井上委員からなる質問がありましたけれども、先ほど御答弁によりますと、急所に参りますと大臣やその他責任者と相談しなければ答えられないというような話であります。いいかげんな答弁ならここでいくら聞いても話にならない。そこで事務当局が大臣その他責任者と十分打合せの上でなければ答弁できないことがあります。私もやはり井上委員と同じことです。私もやはり井上委員と同じような問題がたくさんある。従つて私は質問を通告しましたけれども、そういうなら、いくら質問したつて同じことです。私もやはり井上委員と同じようには質問をしなければなりませんけれども、今の食糧検査制度の問題や統計調査の関係の問題は、国の食糧行政や農業政策の確立の上に重大な影響を持つ問題であります。こういう問題を所管大臣も責任大臣もいないのに質問する

午後三時四十七分散会  
本日はこれにて散会いたします。